

その他の届出

◆次のときには医療証をお持ちのうえ子ども育成課窓口へ必ず届出をしてください。

- ①住所、氏名が変わったとき
- ②申請者（保護者）が変わったとき
- ③加入している健康保険が変わったとき（有効期限が新しくなったとき）
- ④生活保護を受けたとき
- ⑤児童福祉施設などに入所したとき
- ⑥里親に委託されたとき
- ⑦障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象になったとき
- ⑧その他、医療証交付申請時の内容に変更があったとき

※医療証を紛失された場合は、再交付の申請が必要になります。
申請にはお子さまが加入している健康保険証、印鑑などが必要になります。

高額療養費について

◆こんなときはご注意ください！

各健康保険法では「高額療養費」という制度があり、ひと月に支払う自己負担金が一定額（限度額）を超えた場合、超えた額相当分がご加入の健康保険から給付されるという内容のものです。

葉山町の小児医療費助成事業では、医療機関（薬局等含）の請求に基づき、この「高額療養費」分を含む自己負担金全額を助成しているので、高額療養費は葉山町が代わって受け取ることとなります。該当の方には、後日連絡させていただきます。

直接、保護者の口座に高額療養費が入金された場合には、町に返金いただきます。

問合せ先
葉山町役場 子ども育成課児童福祉係（役場1階7番窓口）
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
Tel 046(876)1111(内線 222)

葉山町子ども医療費助成制度のご案内

対象者

◆町内にお住まいの健康保険に加入されている、0歳から高校3年生相当年齢までのお子さまで、次に該当しない方。

- ①生活保護を受けている方
- ②障害者医療費助成制度またはひとり親家庭等医療費助成制度の対象の方
- ③児童福祉施設などの施設に入所している方、里親に委託されている方など

概要

対象年齢	助成対象	所得制限	医療証の交付	医療費の助成方法
0歳児 ～ 高校3年生 (※1)	入院 ・ 通院	なし	あり 最初の交付の際には交付申請が必要です。	県内医療機関で医療証と保険証を提示すると、保険診療分の自己負担額が無料になります。 ※医療証が使えず、医療費を支払った場合は、裏面《医療証が使えなかった時》に従い子ども育成課窓口で申請してください。

(※1) 令和5年10月診療分から満18歳になって最初の3月31日まで対象年齢が拡大しました。

助成対象

◆医療費のうち、保険診療分の自己負担分が助成範囲となります。

◎次の費用は助成の対象になりません。

- ・入院時の食事療養費・交通事故等で他に責を帰すものにかかる医療費
- ・保険適用外の医療費(予防接種代、検診料、薬の容器代、文書料、選定療養費、差額ベッド代など)

◆学校・幼稚園・保育園等の管理下でケガなどをして、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられる場合、医療証は使えません。

医療証の有効期限

◆医療証の有効期限は次のとおりとなります。

0歳児～小学校入学前	満6歳になって最初の3月31日まで ※小学生からの医療証は、小学校入学前の3月下旬に送付します。
小学校1年生～6年生	満6歳になって最初の4月1日から満12歳になって最初の3月31日まで ※中学生からの医療証は、中学校入学前の3月下旬に送付します。
中学校1年生～3年生	満12歳になって最初の4月1日から満15歳になって最初の3月31日まで ※高校生からの医療証は、高校入学前の3月下旬に送付します。
高校1年生～3年生 (高校生相当年齢)	満15歳になって最初の4月1日から満18歳になって最初の3月31日まで

申請手続き

◆申請に必要なもの

- ①お子さまが加入している健康保険証
- ②マイナンバーがわかるもの(父・母または養育者)
- ③申請者(父・母または養育者)の本人確認書類(運転免許証等)

※所得制限はありませんが、県補助対象の該当者であるかを特定するため、保護者の所得を確認しています。

※転入された方の医療証交付申請の時期は、転入日以降(随時)になります。

また、転入された方で社会保険加入者の医療証の有効期限の開始日は、転入日の翌月1日からになります。

医療証が使えなかった時(償還払い)

県外やこの制度に対応していない医療機関で受診された時、県外に事務所のある国民健康保険組合に加入されている方、医療証交付前の受診など、医療機関の窓口で自己負担分をお支払いになった時は申請下さい。後日(原則申請月の翌月中旬頃)振込にてお戻しします。

◆申請に必要なもの

- ①お子さまが加入している健康保険証
- ②医療証
- ③医療機関が発行した領収書
(受診者氏名、保険診療点数、受診日等、記載のもの)
- ④振込先金融機関の口座番号が確認できるもの(父・母または養育者名義の口座)
- ⑤高額療養費、附加給付等の支給決定通知書

※償還払いは、受診時に助成資格を有している場合、医療費を支払った日の翌日から5年以内であれば助成します。